

議員提出議案第1号

参議院選挙制度協議会で示された合区案に強く反対する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年7月4日

藤井省三	内田隆嗣
福田俊史	浜崎晋一
広谷直樹	小谷茂
山口享	稻田寿久
藤繩喜和	上村忠史
斎木正一	安田優子
内田博長	前田八壽彦
福間裕隆	坂野経三郎
森雅幹	興治英夫
伊藤保	浜田妙子
横山隆義	砂場隆浩
国岡智志	森岡俊夫
伊藤美都夫	

参議院選挙制度協議会で示された合区案に強く反対する意見書

平成 28 年の通常選挙に向けた選挙制度改革について協議を行う参議院選挙制度協議会では、脇雅史座長から、議員一人当たりの人口の格差を是正するため、人口の少ない県について、隣接する一の都府県と合区した選挙区とする案（以下「座長案」という。）が提示され、合区する選挙区として、鳥取県と島根県などが挙げられている。

これは、各選挙区間の議員一人当たりの人口の格差が最大 5 倍となった平成 22 年参議院議員通常選挙について、平成 24 年の最高裁判決で、「できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態を解消する必要がある」とされたこと等を受けて示されたものであるが、一方的な私案であって、各選挙区の意思が反映されていない独善的なものであり、決して許すことができない。

現行の選挙制度は、幾多の議論を経て決定・定着した合理的なものであり、県民の意思を国政に反映するために県民の代表を選出する制度として、地域社会の発展に大きく寄与している。未だ各県独自の課題が多く存在し、人口減少等でその解決が一層困難になっている状況の中で、むしろ、都道府県単位の選挙区制度は、一層重要なものとなっているにもかかわらず、本県選出議員が消えることもあり得る座長案は、到底容認できない。

また、住民の生活に関する公的な広域事務は都道府県を基本とし、都道府県を前提とした国・地方の制度になっている。国民主権を保障する選挙制度のみ、都道府県の枠組みを考慮しないのは、なし崩しに国の在り方を変えることにつながる。

のことから、機械的に人口だけで判断することなく、各選挙区の面積、地域特性等を勘案して対応しなければ、地域の声が届かなくなるだけでなく、都市に偏重した国政運営となり、地方の切り捨てが進むことが懸念されるため、参議院選挙制度全体の改革として議論し、最低 1 県に 1 議員を確保すべきである。

よって、鳥取県議会は、このたびの座長案に強く抗議するとともに、地方の意見を十分尊重し、都道府県の枠組みを考慮した最善の策を講ずるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長 様
参議院議長 様